

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和7年4月)に伴う  
変更箇所

**〔令和7年版 全国登録販売者試験過去問正解〕**

問題番号		改正の影響
北関東 ・甲信越	問117	c 「殺虫剤・殺鼠剤は救済制度の対象とならない」という記述が「殺虫剤・殺鼠剤( <u>人体に直接使用するものを除く</u> )は救済制度の対象とならない」に改められた。 これに伴い、当該殺虫剤は人体に直接使用するものかどうか明らかでないため、「c」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。
中国・四 国	問116	a 「殺虫剤・殺鼠剤は救済制度の対象とならない」という記述が「殺虫剤・殺鼠剤( <u>人体に直接使用するものを除く</u> )は救済制度の対象とならない」に改められた。 これに伴い、当該殺虫剤は人体に直接使用するものかどうか明らかでないため、「a」の正誤は不明となり、当該問題は成立しない。 ※人体に直接使用する殺鼠剤はない。
九州・沖 縄	問79	ウ 「中性脂肪が150 mg/dL以上」という記述が「中性脂肪が <u>空腹時</u> 150mg/dL以上」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。

## 北関東・甲信越

問 117 正答 5 ★★★

- a 医薬品の不適正な使用による健康被害は、救済給付の対象と**ならない**。
- b 医療機関での治療を要せずに寛解したような軽度の健康被害は、給付対象と**ならない**。
- c **正** 要指導医薬品又は一般用医薬品では、以下の使用による健康被害は、救済制度の対象と**ならない**。
- ① **殺虫剤・殺鼠剤(人体に直接使用するものを除く)**
- ② 殺菌消毒剤(人体に直接使用するものを除く)
- ③ 一般用検査薬
- ④ 一部の日本薬局方収載医薬品(例：精製水、ワセリン)
- d **正**

## 中国・四国

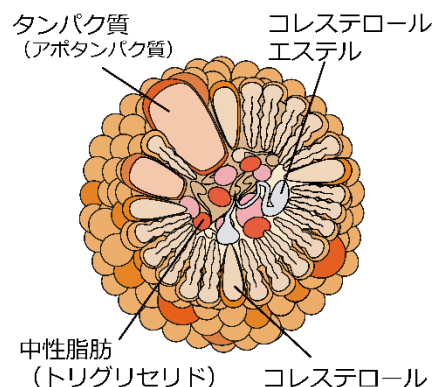
問 116 正答 2 ★★★

- a 要指導医薬品又は一般用医薬品のうち、**一般用検査薬**は救済制度の対象と**ならない**が、人体に直接使用する**殺虫剤・殺鼠剤**や殺菌消毒剤は救済制度の対象となる。
- b 製品不良など、製薬企業に損害賠償責任がある場合は、救済制度の対象と**ならない**。
- c **正**
- d 個人輸入により入手された医薬品の使用による健康被害は、救済制度の対象と**ならない**。

## 九州・沖縄

問 79 正答 3 ★★★

ア **正**



- イ○**低密度リポタンパク質(LDL)**は、コレステロールを肝臓から末梢組織へと運ぶ。
- 高密度リポタンパク質(HDL)**は、**末梢組織**のコレステロールを取り込んで**肝臓**へと運ぶ。
- ウ 医療機関で測定する検査値として、LDL が 140mg/dL 以上、HDL が 40mg/dL 未満、中性脂肪が**空腹時** 150mg/dL 以上の**いずれか**にあてはまる状態が、脂質異常症とされる基準である。
- エ **正** パンテチン：高コレステロール改善成分